

7. 基本構想策定後の取組み

7.1 特定事業計画の作成

基本構想策定後は、本基本構想に基づき、各事業者は速やかに特定事業計画を作成し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

7.2 バリアフリー化事業の実施

特定事業計画を作成した後、それらの事業を順次実施し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

7.3 心のバリアフリーの推進

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を送ることが出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

山梨市地域福祉計画では、心のバリアフリーを推進するため、以下の方針や考え方を計画・実施します。

表 7.1 心のバリアフリー推進のための方針

分類	方針
意識啓発	<ul style="list-style-type: none">・ノーマライゼーションという言葉の意識啓発をすべき。・学校教育での「心のバリアフリー教育」のさらなる推進。・「思いやり」や「優しさ」、「マナーを守る」ことが重要。
人づきあい、近所づきあいの交流	<ul style="list-style-type: none">・仕事が忙しい、暇がないという理由により、近所づきあいがいない人が多くなっており、地域の交流が気軽にできる場が必要。
参画の場、仕組み	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画は市民参加の計画推進が必要で、これからはまちづくりへの市民参画が重要。
人、団体の関わり 見守り	<ul style="list-style-type: none">・孤独死や虐待などの防止のため、隣近所が声をかけたり、見守っていく社会が必要。
相談体制	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員をはじめ、身近に相談できる環境づくりが必要。

7.4 進行管理

基本構想策定後から、特定事業計画の作成、特定事業等の実施・完了、供用開始後の事後評価までの期間にわたり、進行管理を行います。

今後、市及び各施設管理者等がバリアフリー基本構想に基づいた事業・取組を推進していく際、市民の意見等を参考に、整備の内容等についての見直しや改善、新たな課題の抽出を実施していくことが必要になります。

また、効果的なバリアフリー化を効率的、段階的に進めていくためには、関係者の連携が重要となることから、市民、各施設管理者、行政が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進めていきます。

「山梨市バリアフリー基本構想策定協議会」は今後、バリアフリー化に対する市民からのご意見・ご要望の聴取の場として活動を継続していく予定です。

ここでは、基本構想に定める整備目標、整備内容、整備進捗等の確認や、現地踏査による再確認等、バリアフリー化に向けての様々な情報交換、意見聴取、連絡調整を行います。

また、こうした内容について、広く市民への情報提供にも努めます。

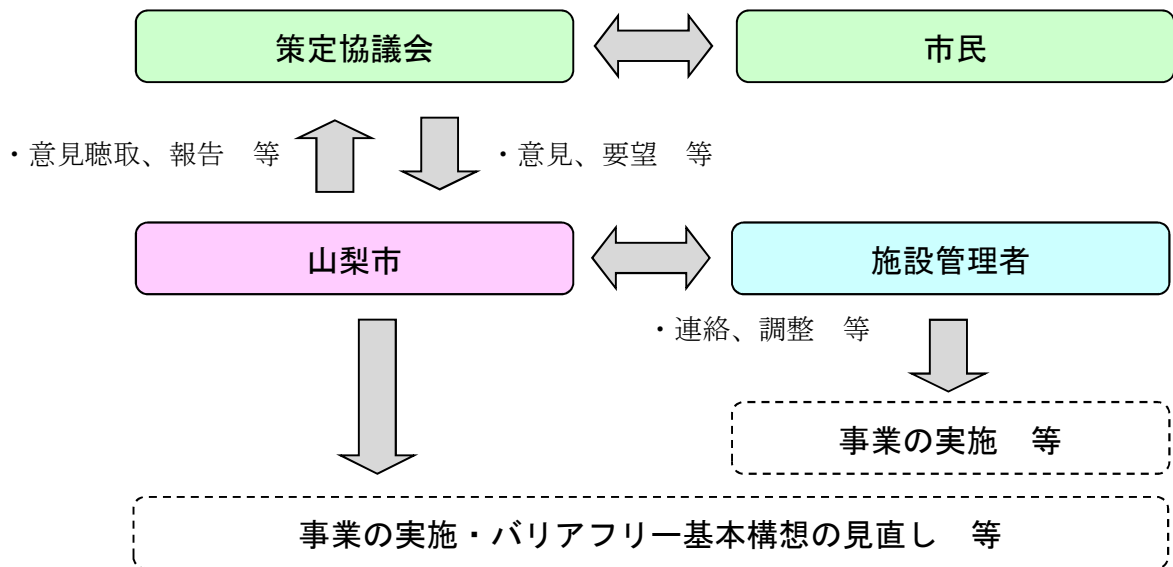
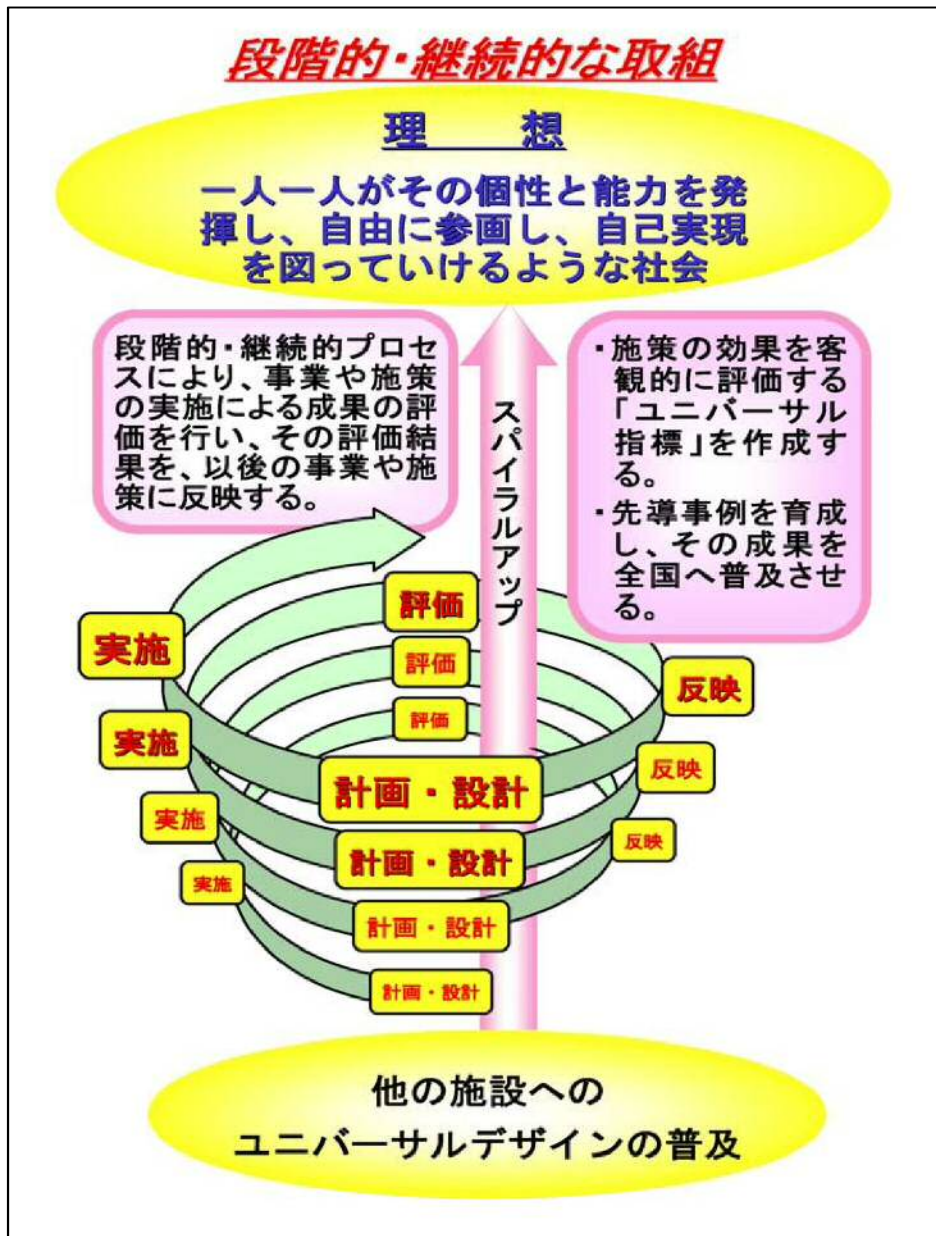


図 7.1 進行管理体制イメージ

7.5 段階的・継続的な取組み

段階的・継続的な取組みとは、具体的には、基本構想作成（Plan）後の事業の実施（Do）を受けて、その効果进行评估（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった PDCA サイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図るという考え方です。

施設の移動等円滑化は、一度事業が完了したら終了するのではなく、住民等さまざまな関係者の参加により評価を行い、さらに改善していく段階的・継続的な取組み（スパイラルアップ）が必要であり、PDCA サイクルは、これを実践するものです。



出典：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック

図 7.2 バリアフリー化のためのスパイラルアップのイメージ